

防府市上下水道局郵便入札実施要領

平成19年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市上下水道局が執行する郵便による競争入札（以下「郵便入札」という。）について防府市上下水道局が定める入札の心得（以下「心得」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告等)

第2条 郵便入札の公告については、防府市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第1号）第107条に規定するもののほか指名通知等に次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送)

第3条 郵便入札の入札参加者が、入札書等を郵送により提出する場合は、一般書留、簡易書留により入札検査室が指定する日時までに到着するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 内封筒にあつては、工事名、業務名、物品名又は件名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書及び工事費等内訳書（工事費等内訳書が必要な場合に限る。）を封入するとともに、貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印する。
- (3) 外封筒にあつては、前号の内封筒を封入し、表側の宛名を「防府市上下水道局入札検査室」とし、あわせて「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、裏側に工事名、業務名、物品名又は件名、開札日時、入札者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。
- (4) 前各号のほか、「郵便入札の入札方法（入札条件）」を参照すること。

3 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札書の開札)

第4条 入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札事務に関係のない職員に立ち合わせ行うものとする。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第5条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札決定を保留した上で、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第6条 心得に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第3条の規定による郵送方法によらない入札

(2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 内封筒及び外封筒記載の工事名、業務名、物品名又は件名及び入札参加者名が同封された入札書記載のものと相違する入札

(4) 工事費等内訳書の提出を必要とする場合において、入札書のみ又は工事費等内訳書のみが入札及び工事費等内訳書の金額が入札書と一致しない入札

(入札結果等の通知)

第7条 防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者へ連絡するものとする。

2 管理者は、低入札価格調査等により入札を保留した場合は、すべての入札参加者に対し、ファックス送信によりその旨連絡するものとする。

(入札の延期及び中止)

第8条 管理者は、郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止をすることができる。

(再度入札)

第9条 管理者は、郵便入札の開札において再度入札が必要となった場合には、前回の入札開札日から1日以上の期間を置いて実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札者に対しては、ファックス送信により通知する

ものとする。また、無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者に対しては、ファックス送信によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。